

平成28年度第2回弘前市たばこの健康被害防止対策協議会会議録	
日 時	平成28年7月12日(火) 午後1時～午後1時46分
開 催 場 所	弘前市民会館 2階「中会議室」
出 席 委 員	中路重之(会長)、中畑範彦委員、鳴海晃委員、前田淳彦委員、上谷眞一委員、木村清榮委員、今与視博委員、山中朋子委員、佐藤修一委員、對馬由美子委員〔10名〕
欠 席 委 員	工藤武重委員、福士圭介委員〔2名〕
市側出席者	竹内健康福祉部長、一戸健康づくり推進課長、工藤参事、工藤課長補佐、今課長補佐、山内主幹、佐々木総括主査、澤居総括主査、鳴海総括主査、成田保健師〔10名〕
開 催 形 態	公開(傍聴者3名)
次 第	<p>1 開会</p> <p>2 議題</p> <p>(1) 弘前市たばこの健康被害防止対策の指針(案)〔会長再修正案〕について</p> <p>3 その他</p> <p>4 閉会</p>
主 な 内 容	<p>1 開会</p> <p>2 議題</p> <p>(1) 弘前市たばこの健康被害防止対策の指針(案)〔会長再修正案〕について (中路議長)</p> <p>・5月13日の前回会議で提示した「会長修正案」について、上谷委員から賛同が得られなかったが、全会一致で前向きに喫煙対策を推し進めていきたいと思っている。協議会の総意として指針をまとめ、今後各主体が一致団結し、できることを進めていくことが何よりも大切と思っている。そのため、今回の協議会前に上谷委員と調整を図り、「会長再修正案」としてまとめ、提出するものである。</p> <p>➤ (会長再修正案)の詳細について：事務局説明</p> <p>(中路会長)</p> <p>・「再修正案」について全員のご意見をいただきたい。5年生存率は、新しい数字を採用したということ。随分、進歩して数字が全部よくなっている。しかし、肺がんが相変わらず40%もいかないというのは、嫌な病気ということがわかる。ところで、「相対生存率」というのは、どんな数字か。</p> <p>(事務局)</p> <p>➤ 相対生存率は、がんと診断された人が、がん以外で亡くなった場合を除いて、5年後10年後にどれくらい生存しているのかが見れるよう、ある程度の年齢、性別等をならして計算して出した数字である。</p>

(上谷委員)

- ・前回、私が同意しないせいで、今回の会議がまた増えたことに対し、皆様には大変申し訳なく思っている。その後、中路会長とやり取りをした中で、私どもの業界では、法律で年齢の入場制限があることをご理解いただき、今回の再修正案に至った。私どもの組合でも全会一致でこの再修正案の賛同が得られ、大変嬉しく思っているところ。これからも協力をしていきたい。

(中路会長)

- ・鳴海委員、いかがか。

(鳴海委員)

- ・今日で本当に（協議が）最後になればいいという気持ちがある。私が強調したいのは、神奈川県でも兵庫県でも、喫煙可能区域には未成年者が立ち入らないようにステッカーとかを条例で求めている。そのため、将来的にはすべての施設が屋内禁煙になると思う。それまでの過渡的な間も、分煙で喫煙可能な区域には、お客、特に未成年者の立ち入りは危険であるという旨をステッカーなどで表示している。

(中路会長)

- ・横浜市等では具体的にどうしているのか。

(鳴海委員)

- ・ステッカーの中にそういうことが書かれている。兵庫県も未成年者が立ち入らないようにという表示をしている。できればそういうところは見習ってほしい。大人は自分の判断で施設に入るため、当面、致し方ないところがあると思うが、子供は成人に比べてたばこの影響が非常に大きいということが明らかなため、子供はやはり喫煙可能区域には絶対立ち入れないようにするというのをどこかに1つ入れてほしい。これについてある程度は書かれているが、もう少しはっきりと。

(中路会長)

- ・この指針案の中に入れてほしいということか。

(鳴海委員)

- ・はい。ステッカーにも入れてほしい。他の条例でも実際にやっていることなので、是非見習ってみてはどうか。

(中路会長)

- ・今委員、いかがか。ここに一言加えて、喫煙してはいけない年代の人（未成年者）は、ここには入らないでくださいということと、それを何らかのステッカーの中に一言加えるとかについて。

(今委員)

- ・表示しても構わないと思う。ただ、子供は独自で入る訳ではなく、それは親の常識、家庭の環境というものがあると思う。記載は別に構わないと思うが、常識的に考えれば、親は連れて行かないというのが本来の姿と思う。

(中路議長)

- ・ステッカーを貼る、貼らないは別として、(指針の) どこかに一言入れるというのは可能だと思う。

(上谷委員)

- ・例えば、公共施設で建物内に喫煙所がある場合、建物の入口には未成年者は入場できませんというステッカーを貼るということか。

(鳴海委員)

- ・そこまでは厳しくやっていない。

(上谷委員)

- ・分煙している部屋の入口に貼るということか。条例で規制しているところは、やらざるを得ないと思うが、指針の場合、これに協力しないところがすごく出てくると思う。

(中路議長)

- ・事務局どうか。

(事務局)

- ・未成年者を喫煙可能区域に立ち入らせないということを盛り込むことについては、再修正案 16 ページで健康被害防止対策としての「1 次世代の健康の確保の(1)が未成年者の喫煙防止」になっており、未成年者を喫煙所に立ち入らせないということについては、市民の役割、いわゆる各家庭や周囲の人がそういった所に立ち入らせないようにするというのを新たに付け加えるというのでいかがか。

(中路議長)

- ・それでいいと思う、皆さんはどうか。全会一致で指針ができるということは、非常に大切なことで、他の条例やガイドラインとは違うところを見せなくてはいけない。弘前の場合は、全会一致で決めて、これから一生懸命やっついこうところ。今後またこの協議会をもう少し継続しながら、例えばステッカーの問題を話し合う等、しばらく様子を見てからやっていくという動きにしたらどうか。そのようにしていきたい。今日の内容を入れた修正案は、後日皆さんに提示したい。他にも意見をいただきたい。佐藤委員、いかがか。

(佐藤委員)

- ・前回からの懸案で、職場、飲食店、遊技場について、上谷委員も納得した上で、こういう修正案が出されたということは良いことで、この内容で私はよいと思う。ただし、先々この指針をより厳しくしていくということであれば、これからも議論を重ねていくのがいいと思う。

(中路議長)

- ・今委員、いかがか。

(今委員)

- ・佐藤委員が話したとおり、私どもも色々主張してきた中で、反映していただいた部分がある。私どもとしては、これで了解できる。

(中路議長)

- ・中畑委員、いかがか。

(中畑委員)

- ・まだまだぬるいと思うが、もう少し上を目指して頑張っていきたいと思う。

(中路議長)

- ・前田委員、いかがか。

(前田委員)

- ・せっかくこの指針が出来る訳で、これから先、会長が言ったとおり、市内において実際に見える形で、ステッカー等様々なものを貼ったり、いろんなイベントがあれば、こういった内容のことを市民に啓蒙したり、依頼するような活動など、この協議会でさらに続けて考えていければいいと思う。

(中路議長)

- ・木村委員、いかがか。

(木村委員)

- ・ようやくまとまったという感じがしている。今回の会長再修正案については賛成。そして、私は毎回言っているが、特に、受動喫煙に対して施設管理者が、かなり苦勞している状態であるということをおぼえれば、喫煙者本人の自覚を高めるためのことを、ここに出していけたらいいと思う。施設の関係者が「ここで喫煙しないようにしてください」という形になると思うが、それを本人が自分の勝手や自由という形で吸われたら、施設管理者はどうにもできないということになる。喫煙者本人の自覚を促すようなものがあればいいと思う。

(中路議長)

- ・木村委員が言うように、一人ひとりが問われている訳で、短命県も全て行き着くところは一人ひとりなので、そのための地道でいろいろな取組がやはり求められる。一発でうまくいくとは思わないし、ルールだけ決めても全てうまくいくとも思えない。健康というのは、一人ひとり自分のもので、そういった視点で今日一致できたのはよかったと思う。

對馬委員、いかがか。

(對馬委員)

- ・私の母はたばこを一切吸わないが、現在肺がんで闘病中。受動喫煙を受けたことがやはり関係していると思っている。日本は諸外国に比べて受動喫煙防止対策においては、すごく遅れていると聞いている。その中で弘前市が先頭を切ってこのような指針を掲げていくことは、本当に素晴らしいことと思う。

(中路議長)

- ・口や喉のがんは、かなりたばこを吸わないとならないというデータがあるが、肺がんの場合には吸わなくても結構なっている。その中で受動喫煙がどのくらい原因としてあるかどうかというのはなかなか証拠が難しいところ。ただし、昭和45年のJTのデータで、男性の喫煙率は83.5%あったが、今は約3割になり、毎年1%ずつ減っている。この先もう少し減り、おそらく2割を割り込む

と思う。そういった時代にもう来ている。青森県の場合は、5%位遅れていると思うが、(将来について)見越すためにも、今後、我々の役割がまだあるのかなと思う。

山中委員、いかがか。

(山中委員)

- ・皆様の議論と中路会長の調整で、ようやくここまできたんだと思う。私としては特に、条例ではないけれども、指針として市が作るというのは大変重いものだと思っている。是非、この指針を早く作って、皆さんが色々な形で、この指針に基づいて活動をしていくことが大事だと思う。先般、中南地域県民局で活性化委員会というのがあり、そこで受動喫煙対策について様々な意見が出された。その中で、やはり子供の目の前でたばこを吸うことについて、学校の先生が、部活の中でたばこを子どもたちの前で吸っているのがけしからんとか、やはり子どもたちを煙から守らなければならない等の意見があった。指針を進めるにあたり、どこを重点的にやっていくか。そういう点では、子供、あるいは母親や妊婦、そういった方々を特に優先して取り組みを進めるとか、方針についても皆さんで話し合っ取り組んでいけたらいいと思う。それと、日本の受動喫煙対策については、オリンピックの関係もあり、今、国レベルで規制をするのかしないのかも含めて議論していると聞いている。どんな形になるのかは未だ見えないが、国としての方針が、これよりもっと強いものが出た時にどうするのかということも、また議論が必要になるかもしれないと思っている。今後の動向も少し見据える必要があると思う。

(中路議長)

- ・一人一言ずつ話してもらった。最後に、鳴海委員から全体についてお願いしたい。先生は、たばこ問題に非常に詳しく、積極的に取り組んでいるので。

(鳴海委員)

- ・去年から話し合いを重ねてきて、ようやく形にまとまったのは本当に感慨深い。意見が一致してまとまるというのは、本当にすごく嬉しい事。皆さんご存知のように、やはり短命県の一番の原因は「喫煙」だと思う。こういう活動は、今日で一区切りになると思うが、今後、市民への啓発活動とか、これで終わりではないということ、これからがやはりスタートで、これをいかに市民の皆さんにお伝えしていくのかということ、この会議で担っていく、若しくはどうやっていくのかという道筋もやはりつけていただきたい。あとは、見直しの時期について。こういうガイドラインは、法律的なことは私も詳しくは分からないが、だいたい何年かに見直しをかけるとか、そのような文章を一言入れた方がいいのかなと思う。

(中路議長)

- ・指針が今回出来て、ずっとこのまま、未来永劫という訳には当然いかない。これからも、世の中が大きく変化していく。見直しについては、何年に1回というようなことを文章に入れなくていいものか。

(事務局)

➤ 指針案の30ページに「実現に向けた取り組み」という部分があり、最初の段階で、この指針を作った後の実際の成果について、評価を行っていくことが大事との意見があった。実現に向けた取組の中では、その「評価手法や項目についても検討して適切な評価を行い、取組の見直し・改善を図りながら、本指針が目指す姿の実現を図っていく」としている。見直しや改訂等の議論の中では、指針がその現状、社会的環境等と整合されているかどうかということも含めて、見直ししていくことになる想定している。期限を具体的に定めることがいいのか悪いのかは、すぐ結論が出来かねる。まずはこの方向でスタートした後に、評価しながら見直しを図っていくということで、是非その機会に皆さんからご意見等をいただければと思う。

(中路議長)

・調度よく指針案には文章が入っている。だから、適切な評価を5年に1回とか、適宜行うか、このままにするのか。この委員会の今後のあり方にもよる。けれども、もしこの委員会が存在するのであれば、話し合いの中で適宜変えていくということでもいいと思う。このことについては、今日の議事録に残されれば良い。

それでは、「会長再修正案」については、いくつかの説明があったことと、未成年者を喫煙区域には立ち入らせないようにすることを追記することとし、この内容をもって、本協議会としての「弘前市たばこの健康被害防止対策の指針(案)」に対する意見として集約したいと思うが、よろしいか。これで、(協議会の意見としては)決定ということで、よろしいか。

(全委員)

※異議なし

(中路議長)

・では、決定とする。全会一致ということが、何よりも大切だと思っている。今委員も福士委員も、立場的には非常に苦しくて、特に上谷委員が、本当によくまとめて決断をしてくれたと思う。これからが本当に、何をやるかが問題で、ただ言われたことを、そのルールとして守れ・守れないだけの健康づくりというのでは、よくないと思っている。これを機に、弘前市が、他所の人がどんどん来られるようなクリーンな街に、活気のある街になればいいと思うので、よろしく願いしたい。

(事務局)

➤ 未成年者を喫煙場所に立ち入らせないようにするというのを、再修正案の16ページ「市民の役割」に追記したものを後日お示しし、ご確認いただくこととする。なお、今後の市の指針策定スケジュールとしては、本協議会の意見を踏まえ、最終的には経営戦略会議で決定する予定。できれば、来月8月上旬の会議に提出し、基本的にこの案の内容で決定したいと考えている。決定の際に

は、改めてお知らせする。

(中路議長)

- ・今後の協議会について、市の考えを伺う。

(竹内健康福祉部長)

- 指針案 30 ページにあるとおり、今後については、検証と見直しをしていく予定としていきたい。この会議は、ここで解散するのではなく、いろいろな検証、意見を出し合う場として、引き続き続けていきたい。

(中路議長)

- ・そうしないと、弘前らしさがなくなってしまう。それぞれの立場で、いろんな意見を持ち寄って、これから頑張っていくという姿勢は、とても大切なことだと思う。そのように、是非お願いしたい。

3 その他

- 健康福祉部長挨拶

4 閉会